

広島県キャリア形成プログラムの改定について

令和 4 年 8 月 3 1 日

広島県医療介護基盤課

1 趣旨

国のキャリア形成プログラム運用指針が改正されたことを受け、本県キャリア形成プログラムを見直すこととし、その内容について協議する。

2 適用時期

令和 4 年 4 月から

3 キャリア形成プログラムの概要

(1) 目的

医師の確保を特に図るべき区域における医師の確保に資するとともに、派遣される医師の能力開発及び向上を図ること

(2) 対象者

- ① 地域枠で入学し、卒業した医師
- ② 自治医科大学を卒業した医師
- ③ 広島県医師育成奨学金の貸与を受けた医師（広島県の場合：一般枠）

(3) 派遣調整

- ① 大学等による医師派遣との整合性を確保するため、都道府県は、対象医師の派遣計画案を、前年度 11 月末までを目安に作成し、その案を基に大学医局等と調整を行った上で、広島県医療対策協議会において派遣計画を決定することとする。
- ② 対象学生の支援を行う人材（キャリアコーディネーター）を配置する。

4 広島県キャリア形成プログラムの改定方針

地域枠卒業生に対するものは策定済みであるが、この度新たに自治医科大学卒業医師及び広島県医師育成奨学金貸与者に適用するプログラムを作成する。

改定後（令和 4 年度以降適用）	改定前
広島県キャリア形成プログラム 1 総則 2 広島大学ふるさと枠卒業医師に対するプログラム 3 岡山大学地域枠広島県コース卒業医師に対するプログラム 4 自治医科大学卒業医師に対するプログラム 5 広島県医師育成奨学金貸与者に対するプログラム	（新規） ・広島大学ふるさと枠卒業医師に係るキャリアプラン ・岡山大学地域枠広島県コース卒業医師に係るキャリアプラン （新規） （新規）

5 大学院進学に係る返還猶予延長について

4 年間の大学院進学（社会人大学院を除く）にあたり、任意期間（返還猶予期間から必要従事期間を除いた年数：3 年）を超える期間については、医師業務に従事できない「やむを得な

い理由」に該当する事案として、本人からの申請に応じて原則1年間を上限として返還猶予期間を延長することができるものとする。

6 その他

- ・自治医科大学卒業医師に対するプログラムの内容について、対象となる卒業医師及び学生から意見聴取を行ったところ、特段意見はなかった。
- ・国のキャリア形成プログラム運用指針に基づき、今後、対象学生が学生の期間を通じて地域医療に貢献するキャリアを描けるよう支援するための「キャリア形成卒前支援プログラム」を作成する必要がある。

【参考】

広島県キャリア形成プログラムの構成

- 1 総則
 - (1) 目的
 - (2) 対象者
 - (3) プログラム適用期間
 - (4) プログラム策定等の手続き
 - (5) 策定等及び公表
 - (6) プログラム適用に係る手続き
 - (7) プログラムに基づく派遣調整（キャリアコーディネーターの配置）
 - (8) 医師少数区域経験認定医師の取得の推奨
- 2 広島大学ふるさと卒業医師に対するプログラム
 - (1) ふるさと卒制度の概要
 - (2) ふるさと卒業医師の育成・配置
(配置先の決定, 猶予の延長（出産・育児, 傷病休暇等, 大学院進学）など)
- 3 岡山大学地域卒広島県コース卒業医師に対するプログラム
 - (1) 趣旨
 - (2) 制度概要（地域卒医師の勤務要件）
 - (3) 中山間地域における配置ガイドライン
 - (4) 地域卒医師のキャリア形成（標準的なキャリアプラン）について
 - (5) その他（配置先の決定, 猶予の延長（出産・育児, 傷病休暇等, 大学院進学）など）
- 4 自治医科大学卒業医師に対するプログラム
 - (1) 目的
 - (2) 義務年限中の基本的な考え方
 - (3) 勤務先医療機関
 - (4) 対象期間
 - (5) 対象期間の一時中断等
- 5 広島県医師育成奨学金貸与者（一般卒）に対するプログラム
 - (1) 広島大学医局に所属する者
 - (2) 岡山大学医局に所属する者 など